

「消費生活相談員資格（消費生活専門相談員資格）」の取得に挑戦してみませんか？

富山県消費生活センターでは、消費生活相談員が、地域の方々の消費生活に関するさまざまな相談にあたっています。

「消費生活相談員資格」は、消費者安全法に基づく消費生活相談員のための国家資格として、2016年度に創設されました。独立行政法人国民生活センターは、登録試験機関としてこの試験を実施しています。この資格試験は、国民生活センターが1991年から実施してきた「消費生活専門相談員資格認定試験」を兼ねています。令和5年度の第1次試験は10月21日（土）で、どなたでも受験できます。受験申込は7月31日（月）までです。（当日消印有効）。

受験要項は、返信用封筒（A4サイズを折らずに入れられる封筒に210円分切手貼付、宛先明記）を同封のうえ、郵便にて下記宛先までご請求ください。

なお、受験要項は国民生活センターホームページからもダウンロードいただけます。

（URL <https://www.kokusen.go.jp/shikaku/shikaku.html>）



〔資料請求および問い合わせ先〕

〒108-8602 東京都港区高輪 3-13-22

独立行政法人 国民生活センター 教育研修部 資格制度課

TEL：03-3443-7855（平日 9：30～12：00 13：00～18：15）

※当センターに受験要項を若干用意しておりますので、来所していただければお渡しすることができます。